

別記様式第6号

足利市入札適正化委員会議事概要（平成26年度 第2回）

開催日及び場所	平成27年1月21日（水） 午後1時00分～3時00分 足利市役所 特別会議室	
委員	小林 康昭 委員長 森田 作雄 委員 岡本 篤典 委員 荘司 円香 委員	
審議対象期間	平成26年4月1日～平成26年9月30日	
抽出案件	4件	(備考) 総件数 121件 一般競争入札 28件 指名競争入札 92件 随意契約 1件
一般競争入札	2件	
指名競争入札	2件	
随意契約	0件	
<p>会議の概要</p> <p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等について (事務局より説明)</p> <p>◇発言の要旨</p> <p>●委員 指名停止期間は足利市独自で決めているのか。</p> <p>○事務局 足利市に指名停止措置要領が制定してあり、足利市が独自に決めている。栃木県においても指名停止がある場合は、そちらも参考にして決めている。</p> <p>(2) 抽出事案の審議 事案抽出の当番委員から抽出理由の説明があり、その後審議に入る。</p> <p>①道整備交付金事業 市道鹿島山下通り 道路改良工事（その2） (事務局より説明)</p> <p>◇発言の要旨</p> <p>●委員 会計年度で工事が区分されているが、他はどのような工事であったか。</p> <p>○事務局 鹿島・山下道路改良工事については、工事区間を分割して発注している。今年度は、JR両毛線の北側の工事をその1、南側の工事をその2として発注してい</p>		

る。J R 両毛線の直下部は、平成 23～24 年度にかけて J R 東日本に委託工事を行った。

●委員

今後、横断図に書かれている本体工事の発注を行うのか。

○事務局

今回の工事は仮設工事であり、今後、本体工事を発注する予定である。

●委員

工事の安全面での話になるが、実際に道路を生かしながらの工事は、現場の作業員は非常に気を使う作業である。請負者は安全管理者と現場管理者は兼務していることが考えられ、現場の第三次災害が発生したとき大変である。

②市立北郷小学校特別教室棟防水改修工事

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

最低価格の入札が無効になった要件を教えてください。

○事務局

入札書の金額と積算内訳書のコличествоが相違しており、実施要領に基づき無効とした。

●委員

足利市談合情報対応事務処理要領第 3 に規定する不自然な入札に該当し、開催された選考委員会では、該当業者の聞き取りは行うのか。

○事務局

今回の事案については、現在の入札の状況で談合を疑われる状況ではないという判断で、落札者決定まで進んでいる。談合が疑われる場合には、委員会ではなく、個別に業者に聞き取り調査等を行う経路がある。聞き取り等を行ったうえで、さらに判断していく。

●委員

聞き取りは委員会の場ではなく、その前に行うのか。

○事務局

管財課が業者と接触して行う。

●委員

くじ結果表示について、くじの仕組みを教えてください。

○事務局

電子入札の場合は、入札をする際に、業者が任意に 3桁の数字を選び設定している。その数字に機械で設定する乱数字を加えて、さらに応札の順序を掛け合わせた結果で自動的にコンピューターの中で順位を決定している。したがって、あ

とから何か加えようがない、公正なくじ引きであると判断できる。

●委員

選考委員会の結果、事情聴取は行わないという判断はどのような理由からなのか。

○事務局

全者の積算内訳書等を出力して、内容を検討したところ、各者の内訳書は、経費率はほぼ同じで、直接工事費の額が低いという傾向があった。実際の設計・積算の中での直接工事費よりもかなり低い額で、経費率が高くなっていた。今回の防水工事は単一工事であり、経費率を低く設定をした積算内容になっているが、実際に入札をした業者は、一般の建築一式工事の考え方で経費率を設定されたのではないかと推測が成り立ち積算額が予定価格を上回る事となった。その結果として、2者辞退以外の、予定価格で入札をした各者の内訳書の直接工事費が低く、経費率が高い原因であると判断した。その時点で一定の業者に落札させようという談合的な意図ではなく、明らかに工事内容の利益率が低く、予定価格で入札せざるを得なかったという判断をした。

③市道堀込町63号線 設計等業務委託

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

3級基準点測量と4級基準点測量の違いは何であるか。

○事務局

測量の精度により違う。3級基準点測量の方が4級基準点測量より精度が高い。

●委員

基準点が変更になったのは、元々がまちがいかそれとも当然の変更であるか。

○事務局

現地調査をした結果、国が設置した3級基準点相当の基準点を3級基準点と見なして測量をすすめた。

●委員

備考欄に変更の理由が記載されているが、補足説明をお願いしたい。

○事務局

今回の設計等業務委託は、この道路冠水を解消するための工事を発注するために、事前に委託を出したものである。委託の内容は、現状を測量する測量業務とその現状の測量に基づいてどのような側溝をどの辺に設置したら道路冠水が解消するかといった、道路の詳細設計業務を合わせて発注したものである。実際に現地測量を行って、道路詳細設計を検討した結果、道路幅が4m未満の場合は道

路の中央に側溝を設置し、4 m以上の場合は道路と民地の間に側溝を設置することになった。そのために、道路と民地の境界確認のための用地測量を追加した。

④中川浄水場膜ろ過施設整備事業 膜ろ過棟他建設工事

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

この工事は建築一式工事であるか。

○事務局

建築工事としてはこの工事中に全て入っている。その他に、電気工事や機械設備工事がある。

●委員

海外では、一括してすべてを受注してしまう。

○事務局

地元の業者になるべく施工していただくために分割発注を行っている。

●委員

分割発注すると製造の期間も考えながら、発注の期間を決めなければならない。一括して請け負わせれば、製造期間も請負者の責任で決められるが、市役所側で考えるのは大変だろう。

○事務局

今回の建築工事は来年の3月まで工期があり、この建築工事が終われば全て終了である。

●委員

足利市の水は、おいしいと評判であると以前の市長がおっしゃっていた。今後も続くといいですね。

◇まとめ

(抽出事案の入札関係の業務が概ね適正に執行されていたか?)

●委員一同

(概ね適正であったと判断することで異議なし。)